

安全保障理事会決議 1846 (2008)

2008年12月2日、安全保障理事会第6026回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアの情勢に関する安保理の従前の諸決議、特に諸決議 1814 (2008)、1816 (2008) および 1838 (2008) を想起し、

船舶に対する海賊および海上武装強盗の行為が、ソマリアに対する人道援助の迅速、安全かつ効果的な引渡、国際航行および商業海上交通路の安全ならびに国際法に従った漁業活動を含むその他の攻撃を受けやすい船舶に与える脅威により深刻な懸念が継続し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

更に海賊行為および海上武装強盗ならびにその他の海洋での活動と戦うための適用可能な法的枠組を規定した 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」）に反映された国際法を再確認し、

ソマリアにおける危機的状況、および海賊を阻止又は巡回するためおよびソマリア沖の国際的航路若しくはソマリア領海のいずれかの安全を確保するための暫定連邦政府 (T F G) の能力の欠如を考慮し、

安保理の支援に対する T F G の安全保障理事会への謝意を表明し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗と戦うために、他国および地域的機構とともに活動することを考慮する T F G の意志を表明した 2008 年 9 月 1 日のソマリア大統領から国際連合事務総長への書簡、決議 1816 (2008) の条項は更新されるとの T F G の要請を伝える 2008 年 11 月 20 日の書簡および更新は追加的な 12 か月とするとのソマリア常駐代表部の安全保障理事会への 11 月 20 日の要請を含む、同国沿岸沖の海賊行為に対抗するための国際的な支援を求めた T F G からの要請に留意し、

ソマリア沖で海賊行為および海上武装強盗に対し戦うことで T F G と協力している国家に関して事前の通知を提供する T F G から事務総長宛への、および決議 1816 (2008) の第 7 項および第 12 項で要請されたように、安保理にその行動を報告するその他の加盟国から安全保障理事会への書簡にさらに留意し、T F G から事務総長に事前の通知が提供された、協力する諸国に対し、各国の取り組みを継続することを奨励し、

ソマリアに対する世界食糧計画 (W F P) の海上輸送の長期にわたる安全を確保する安保理の決意を再び表明し、

安保理決議 1838 (2008) において、(W F P) 海上輸送船団を保護するために 2007 年 11 月以降数か国により為された貢献およびソマリア沖で欧州連合のいくつかの加盟国により実行された監視および保護活動を支援する任務で協力部隊が欧州連合 (E U) により設立されたことならびに決議 1814 (2008) および 1816 (2008) を実施する目的でとられたその他の国際的又は国内的発案を賞賛したことを想起し、

ソマリア国内の平和および安定、国家制度の強化、経済的社会的開発および人権と法の支配の尊重が、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗を完全に根絶するための条件を創設するために必要であることを強調し、

T F G とソマリア再解放同盟との間での、2008 年 8 月 19 日の平和および和解協定 (ジブチ協定) の調印、および 2008 年 10 月 26 日の合同停戦協定の調印を歓迎し、ジブチ協定が国際連合に対し国際安

定化部隊を承認し展開することを求めていることに留意し、更にこの点に関する勧告を含む 2008 年 11 月 17 日のソマリアに関する事務総長報告書に留意し、

モガディシュの港を通じたソマリアへの人道支援助の提供を促進することにアフリカ連合ソマリアミッション（AMI SOM）が果たした主要な役割およびソマリアにおける永続する平和と安定を確立するという目標に向けてAMI SOMが為した貢献を賞賛し、ソマリアに対するウガンダおよびブルンジ政府の重要な貢献を特に認識し、

ソマリア沖の海賊行為および武装強盗に対する戦いにおける国際的な調整を改善する方法を調査し、国際社会がこれらの取り組みを自由に支援するための固有の権限と手段を有していることを確実にするための 2008 年 12 月の安全保障理事会の閣僚会合の編成を歓迎し、

ソマリア領海およびソマリア沖の公海における船舶に対する海賊行為および武装強盗事件は、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けているソマリアにおける事態を激化させていると決定し、

国際連合憲章第 7 章のもとで行動して

1. ソマリアの領海および沖の公海における船舶に対する海賊行為および武装強盗のあらゆる行為を非難し憂慮することをくり返し表明する。
2. 2008 年 11 月 20 日のソマリア監視グループの報告に含まれた、身代金の高騰がソマリア沖の海賊行為の増加を煽っているとの調査結果に懸念を表明する。
3. 海運業や海賊行為および海上武装強盗を防止し抑圧する政府に対する指針と勧告を更新し、全加盟国およびソマリア沖で運航している国際的な海運社会に速やかに実行可能なこの指針を提供する国際海事機関（IMO）の取り組みを歓迎する。
4. 海運業、保険業およびIMOと協力している国家に対し、その国の旗を掲げる権利を有する船に対し、ソマリア沖の水域を航海している時に攻撃の脅威又は攻撃を受けた際にとる回避、逃避および防衛技術や手段に関する適切な助言や指針を与えることを求める。
5. 更に国家およびIMOを含む関係機関に対し、ソマリアおよび近隣沿岸諸国に対し、ソマリアおよび近くの沿岸沖の海賊行為および海上武装強盗との戦いを含む、沿岸および海上の安全を確保するためそれらの国々の能力を高めるためにその要請に基づいて、技術的援助を提供することを求める。
6. カナダ、デンマーク、フランス、インド、オランダ、ロシア連邦、スペイン、連合王国、アメリカ合衆国による、また、決議 1814（2008）、1816（2008）および 1838（2008）に従ったソマリア沖の海賊行為に対処するため地域的および国際的な機構による発案、WF P の船舶を護衛することを含むソマリア沖の海賊行為に対処するための北大西洋条約機構（NATO）による決定、およびとりわけソマリアへの人道援助を運ぶWF P海上輸送船団および他の攻撃を受けやすい船を守り、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の活動を抑圧するための海軍の作戦を、2008 年 12 月から 12 か月の期間、始めるとの 2008 年 11 月 10 日のEUの決定を歓迎する。
7. 国家および地域的機構に対し、二国間の伝達経路又は国際連合を通じた情報の共有により、相互に、IMO、国際海運社会、旗国およびTFGと協力してソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の活動を思いとどまらせるための取り組みを、調整することを求める。
8. 事務総長に対し、ソマリアに対するWF P海上輸送の長期的な安全および可能な調整とこの点に関してソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対処する加盟国および地域的機構を再集結させる国際連合の指導的役割を含むソマリア沖の国際的な航海の長期的な安全を確保するための方法についての報告を、本決議採択の日から 3 か月以内に、安保理に提出することを要請する。

9. そうする能力を有する国家および地域的機構に対し、とりわけ、本決議および関連国際法に一致して、海軍艦艇および軍用航空機を展開することにより、ならびにソマリア沖で海賊行為および武装強盗に使われているか又はそのような使用が疑われる合理的な根拠がある、ボート、船舶、武器およびその他の関連物資の没収又は処分を通じて、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに積極的に参加することを求める。
10. 本決議の日から 12 か月間、ソマリアの沖で海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに TFG と協力する国家および地域的機構は、TFG により事務総長に対し事前の通知により、以下のことを行うことができることを決定する。
 - (a) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、海賊行為および海上武装強盗を抑圧する目的でソマリアの領海内に入ること；
 - (b) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、ソマリアの領海内で、海賊行為および海上武装強盗の活動を抑圧するために必要なあらゆる方法を使うこと；
11. 本決議で与えられた権限は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関しては条約のもとでの何らかの権利又は義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利又は義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調し、また、このような権限は TFG の同意を伝える 11 月 20 日の書簡の受領後に生じたことを更に確認する。
12. 決議 733 (1992) の第 5 項により課せられまた決議 1425 (2002) の第 1 項および 2 項で詳述された措置は、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および第 12 項に規定された手続に従って、これらの措置から免除された上記第 5 項に規定された目的のみでのソマリアへの技術援助の供給には適用されないことを確認する。
13. 協力する国家に対し、第 10 項の権限に従って着手した活動は、第三国の船舶の無害通航権を否定鉤は損なう実質的な効果を与えないことを保証するために適切な措置を講じることを要請する。
14. あらゆる国家、とりわけ旗国、港湾国および沿岸国、犠牲者ならびに海賊行為および武装強盗の犯罪者の国籍国ならびに国際法および国内法のもとで関連する管轄権をもつその他の国に対し、国際人権法を含む適用可能な国際法に従ってソマリア沖の海賊行為および武装強盗の行為に対し責任を有する人々の裁判、捜査および起訴に協力すること、および、本決議のもとで実行された活動の結果としての被害者および証人ならびに勾留された人のような、諸国の管轄権や管理のもとにある人々に精神的物質的援助を提供することにより、その他の行動を含め、支援を与えることを求める。
15. 1988 年の海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約 (SUA 条約) が、刑事犯罪を引き起こす者、管轄権の設定、武力又はその脅威若しくはその他の脅迫の形態で船を奪取するかその制御を管理する責任を有するか又はその疑いがある者の引渡の受諾について規定することに留意し、SUA 条約の当事国に対し、当該条約のもとでの義務を全面的に履行し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の疑いがある者の訴追が成功するための司法的能力を構築するため事務総長および IMO と協力することを促す。
16. TFG と協力する国家および地域的機構に対し、上記第 10 項で与えられた権限の行使で取られた行動の進展を 9 か月以内に安全保障理事会と事務総長に報告することを要請する。
17. 事務総長に対し、本決議の採択から 11 か月以内に、本決議の履行およびソマリア沖の公海および領海における海賊行為および武装強盗に関する情勢について、安全保障理事会に報告することを要請

する。

18. IMO の事務局長に対し、海賊行為および武装強盗に関する情勢についての、現存する二国間や地域的な協力協定を十分に考慮して、あらゆる影響を受ける沿岸諸国の合意により彼の注意が喚起された事件の主要部分を安保理に説明することを求める。
19. 情勢を再検討し、TFG の要請に基づいて追加的な期間上記第 10 項で与えられた権限を更新することを、適切な場合には、考慮する安保理の意図を表明する。
20. この問題に引き続き取り組むことを決定する。